

日本間質性膀胱炎研究会 運営細則

第1条（会費）

1. 正会員の年会費は3,000円とする。
2. 賛助会員の年会費は50,000円とする。
3. 顧問の年会費は免除する。

第2条（役員）

1. 代表幹事は幹事の互選で選ばれ、本会を代表する。
2. 幹事は本会の運営に関する事項を協議し決定する。
3. 会計監事は幹事以外の正会員とし、本会の会計を監査する。
4. 顧問は本会運営に関して助言を行う。
5. 評議員は本会運営を助成する。
6. 役員は幹事会の推薦によって定められる。
7. 任期は2年とし、再任を妨げない。

第3条（幹事会）

1. 幹事会は代表幹事の召集により開催される。
2. 幹事会は幹事と会計監事で構成される。
3. 幹事会は幹事の過半数（委任状を含む）の出席で成立する。
4. 幹事会の意思決定は出席者の過半数の賛成で成立する。
5. 幹事会に評議員の出席を求めることができる。
6. 評議員は幹事会で意見を述べることはできるが議決権は有しない。

第4条（会員）

1. 会則に定める賛助会員は、学会刊行物の配布、および若干名分の学術総会参加証の供与を受けるものとする。

第9条（入会・退会等）

1. 入会希望者は幹事会（通信審議も可）の承認をもって入会を認める。
2. 会員は原則として医療関係者に限る。
3. 退会届の提出または幹事会の退会決議をもって退会認定とする。
4. 退会にあたっては、退会認定までの会費（最大3年分）を支払う。
5. 会費未納での退会後の再入会にあたっては滞納した会費を支払う。

補則

1. 製薬会社の社員が正会員を希望する場合についての申し合わせ（2002/7/9）

希望者が本会の目的と趣旨に賛同しており、その所属する会社が賛助会員になっていれば、幹事会の承認を経て正会員となることができる。

2. 研究集会の参加は本会会員に限定する。
3. 専門的診療を行う医師リストに掲載する医師は会員に限る。
4. 会費請求に対して退会等の意思表示なく不払いの場合は、会費滞納とみなす

役員名簿 (2022年1月より)

| | |
|------|---------------|
| 顧問 | 山田哲夫、吉村直樹 |
| 代表幹事 | 本間之夫 (事務局担当) |
| 幹事 | 上田朋宏 (国際会議担当) |
| 幹事 | 武井実根雄 |
| 幹事 | 巴ひかる |
| 幹事 | 古田 昭 |
| 幹事 | 秋山佳之 |
| 会計監事 | 伊藤貴章 |
| 評議員 | 南里正晴 |
| | 梶原 充 |
| | 関口由紀 |
| | 兼光紀幸 |
| | 野宮 明 |
| | 大岡均至 |
| | 橘田岳也 |
| | 加賀勘家 |
| | 新美文彩 |
| | 大塚篤史 |
| | 鳥本一匡 |
| | 三井貴彦 |
| | 前田大地 |
| | 山本恭代 |
| | 齊藤亮一 |
| | 松尾朋博 |
| | 金城真実 |
| | 定平卓也 |

2001年4月17日：発効

2002年5月17日：改定

2014年1月19日：改定

2016年1月20日：改定

2018年4月18日：改定

2019年1月20日：改定

2019年1月30日：改定

2020年1月19日：改定

2021年1月24日：改訂

2022年1月23日：改定

2022年6月15日：改定

2023年2月3日：改定